

○山梨県公安委員会事務専決規程

昭和43年 5 月23日

公安委員会規程第 2 号

改正 前略

平成10年11月公安委員会規程第 4 号

平成11年 2 月公安委員会規程第 1 号

平成12年 3 月公安委員会規程第 1 号

平成12年 3 月公安委員会規程第 2 号

平成12年 6 月公安委員会規程第 3 号

平成12年11月公安委員会規程第 4 号

平成12年12月公安委員会規程第 5 号

平成13年 3 月公安委員会規程第 1 号

平成14年 3 月公安委員会規程第 1 号

平成14年 3 月公安委員会規程第 3 号

平成14年 5 月公安委員会規程第 4 号

平成15年 3 月公安委員会規程第 1 号

平成15年 8 月公安委員会規程第 2 号

平成16年 7 月公安委員会規程第 1 号

平成17年 2 月公安委員会規程第 1 号

平成17年 8 月公安委員会規程第 4 号

平成18年 1 月公安委員会規程第 1 号

平成18年 2 月公安委員会規程第 2 号

平成18年 2 月公安委員会規程第 4 号

平成18年 5 月公安委員会規程第 5 号

平成18年 6 月公安委員会規程第 7 号

平成19年 5 月公安委員会規程第 3 号

平成19年11月公安委員会規程第 7 号

平成20年 3 月公安委員会規程第 1 号

平成20年 7 月公安委員会規程第 2 号

平成20年11月公安委員会規程第 3 号

平成21年 5 月公安委員会規程第 1 号
平成21年12月公安委員会規程第 2 号
平成22年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成23年 1 月公安委員会規程第 1 号
平成23年 3 月公安委員会規程第 2 号
平成25年 4 月公安委員会規程第 1 号
平成25年 9 月公安委員会規程第 2 号
平成26年 3 月公安委員会規程第 3 号
平成26年12月公安委員会規程第 5 号
平成28年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成28年 6 月公安委員会規程第 2 号
平成28年 7 月公安委員会規程第 3 号
平成28年11月公安委員会規程第 4 号
平成29年 3 月公安委員会規程第 2 号
平成29年 6 月公安委員会規程第 3 号
平成30年 3 月公安委員会規程第 1 号
平成30年10月公安委員会規程第 2 号
令和 2 年 3 月公安委員会規程第 1 号
令和 3 年 8 月公安委員会規程第 4 号
令和 4 年 3 月公安委員会規程第 1 号
令和 4 年 4 月公安委員会規程第 3 号
令和 4 年12月公安委員会規程第 5 号
令和 5 年 3 月公安委員会規程第 3 号
令和 5 年 6 月公安委員会規程第 5 号
令和 5 年 8 月公安委員会規程第 6 号
令和 5 年12月公安委員会規程第 8 号
令和 6 年 2 月公安委員会規程第 1 号
令和 6 年 3 月公安委員会規程第 4 号

(目的)

第1条 この規程は、法令又は条例に基づく山梨県公安委員会（以下「公安委員会」とい

う。)の権限に属する事務のうち、山梨県警察本部長(以下「本部長」という。)、山梨県警察本部(以下「本部」という。)の部長及び課長並びに警察署長、副署長、次長、刑事官、地域交通管理官及び警察署の課長(以下「警察署長等」という。)が常時、公安委員会に代わって決裁処理すること(以下「専決」という。)ができる事務について必要な事項を定め、事務の迅速かつ能率的運営を図るものとする。

(専決事務の範囲)

第2条 本部長、本部の部長及び課長並びに警察署長等は、別表第1から別表第7までに掲げる公安委員会の権限に属する事務をそれぞれ専決することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、公安委員会の決裁を受けなければならない。

- (1) 法令及び条例の適用に疑義のあるもの
- (2) 重要又は異例に属すると認められるもの
- (3) 不許可処分又は不許可処分に相当すると認められるもの、ただし、公安委員会が別に指定したものを除く。
- (4) その他公安委員会が特に指示した事項

2 本部の部長及び課長並びに警察署長等は、前項ただし書に該当するものについては、あらかじめ本部長に報告して指示を受けなければならない。

(報告)

第3条 この規定に基づき、専決した事項については、その概要を速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(専決事務の適正)

第4条 本部長は、前2条に規定する専決事務が適正に処理されるよう部下職員を指揮監督するとともに、事務処理についての具体的細目を定めることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年11月1日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成11年2月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成12年3月29日から施行する。

附 則（平成12年 3 月30日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 6 月27日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年11月15日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成12年12月25日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月15日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成13年 3 月30日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 1 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成14年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月14日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 5 月24日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月27日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成15年 3 月31日から施行する。

附 則（平成15年 8 月27日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成15年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 7 月 1 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 2 月14日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成17年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 8 月10日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 1 月26日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 2 月22日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成18年 2 月22日から施行する。

附 則（平成18年 2 月23日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成18年 3 月 5 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月24日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月14日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 5 月24日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月29日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年 3 月26日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月 1 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月26日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月28日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月 3 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成21年12月 4 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 8 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成22年 4 月19日から施行する。

附 則（平成23年 1 月27日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成23年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 1 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 9 月19日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月24日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成28年 3 月23日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 6 月16日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成28年 6 月16日から施行する。

附 則（平成28年 7 月 6 日公安委員会規程第 3 号）

この規程中第 1 条の規定は平成28年 7 月 6 日から、第 2 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年11月11日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 8 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成29年 3 月12日から施行する。

附 則（平成29年 6 月14日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成29年 6 月14日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年10月24日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月26日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月14日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 3 月15日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月27日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 5 月13日から施行する。

附 則（令和 4 年12月 8 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日公安委員会規程第5号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年8月29日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日公安委員会規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月16日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月13日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表略